平成２６年（フ）第２０７号
大分市下郡中央３丁目11番35―701号　グラシア下郡Ⅱ
債務者　安藤　正義
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７２１号
大阪市福島区福島４－５－39　ベリスタタワー福島2201、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲３丁目１番17―2304号
債務者　田尻　望
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４４号
大阪市浪速区恵美須西１丁目５番３号　小沢マンション203号
債務者　杵屋こと　岡島　立美
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内本奈緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７７号
大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号
債務者　岡本　久雄
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０３号
大阪府茨木市南春日丘３丁目１番11号　ヒルポイント春日丘201号
債務者　井脇　隆
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０４号
大阪府寝屋川市高倉１丁目12番12号、前住所大阪府寝屋川市打上中町13番５―601号
債務者　井脇　真美（旧姓椋木）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９号
熊本市中央区国府１丁目18番20号
債務者　丸田　賢悟
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１号
秋田県横手市十文字町上鍋倉字東坊田野44番地　メゾンフジクラ―203号室
債務者　藤原明日香
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２８１９号
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―102号、前住所大阪市淀川区西三国４丁目10番８―608号
債務者　長谷川敬一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５４号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　３棟304号
債務者　岩崎　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７３号
大阪府枚方市渚西１丁目７番５号
債務者　幸地　大介
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２５号
大阪市淀川区西三国３丁目１番25号
債務者　佐藤　基惠
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３８号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―302号
債務者　森川　勝
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５１号
大阪府豊中市立花町３丁目11番７号
債務者　長　憲一郎
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５５号
大阪市城東区今福東１丁目11番５―502号
債務者　土橋　千惠
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市東淀川区瑞光３丁目６番20―606号
債務者　西村　清文
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目19番27号　高橋ビル３－Ａ
債務者　岩田　杉雄
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部